

別表第1（第4条関係）

補助対象設備	太陽光発電設備（自家消費型）	蓄電池
補助率等	太陽電池モジュールの公称最大出力に対し7万円/kW（定額）	補助対象経費の3分の1。 ただし、蓄電池容量に対し14.1万円/kWhの3分の1（4.7万円/kWh）を上限とする。
補助上限額	1申請に対し35万円以内	1申請に対し47万円以内
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額は千円単位とし、端数が生じた場合は切り捨てるものとする。</li> <li>・太陽光発電設備出力はkW単位とし、小数点以下が生じた場合は小数点以下を切り捨てるものとする。</li> <li>・蓄電池容量はkWh単位とし、小数点以下が生じた場合は小数点第二位以下を切り捨てるものとする。</li> <li>・自家消費型太陽光発電設備と蓄電池は、必ずセットで導入すること。</li> <li>・補助対象設備を設置する住宅は、原則、自らが所有するものとする。他に所有者がいる又は自らの所有でない場合は、所有者から設置についての承諾を受けていること。</li> <li>・同一補助対象者からは1回までを申請の上限とする。</li> <li>・増設は対象外とする。既存の設備を全て撤去し新たに導入する場合は補助対象とする。</li> <li>・市内企業もしくは佐賀県ローカル発注促進要領に準じ、県内企業から調達するよう努めること。</li> </ul>	